

東チモール避難民救援国際平和協力業務の実施の結果

平成12年3月

この報告は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号）第7条の規定に基づき、国会に報告するものである。

東チモール避難民救援国際平和協力業務の実施の結果

1 経緯

東チモールにおいては、昨年8月、インドネシア共和国政府が提案した東チモールにおける特別な自治に関する枠組案に対する東チモール人の民意を確認するための直接投票が実施された。同投票後、東チモールのインドネシア共和国との統合の維持を求める勢力の武装組織が、同地域のインドネシア共和国からの独立を求める住民等に対する発砲、殺害、放火等の犯罪行為を開始し、紛争が発生するとともに、治安が極度に悪化した。この過程で、東チモールにおいては大量の避難民が発生し、西チモールにも、多数の避難民が流入した。これらの避難民の生活状況は、人道的な観点からみて危機的なものとなっていた。

このような状況に対処するため、我が国はまず、国際連合難民高等弁務官事務所（以下「UNHCR」という。）及び世界食糧計画への拠出を通じ、総額200万ドルに上る資金面での支援を実施したほか、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に基づき、昨年10月22日、UNHCRに対するテントや毛布など総額2億円相当の物資協力を閣議決定した。

また、国際社会の対応としては、UNHCRを始めとする各種の人道援助機関が避難民に対する援助活動を実施しており、昨年10月27日には、国際連合がアピールを発出し、各国に対して東チモール避難民救援に関する協力の要請を行った。

こうした中で、UNHCRから我が国に対し、西チモールに所在する東チモール避難民のための援助物資を、インドネシア共和国のスラバヤ（ジ

ヤワ島)からクパン(西チモール)に、自衛隊の輸送機により輸送するよう要請があり、また、国際平和協力法に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、インドネシア共和国については、国際平和協力法第3条第2号に規定する紛争当事者に当たらなかったため、紛争当事者間の停戦合意はそもそも必要とされなかったほか、同号に規定する人道的な国際救援活動が行われることへの同意及び同法第6条第1項第2号に規定する国際平和協力業務の実施についての同意がいずれも得られていた。また、我が国として現地の状況、具体的な業務内容等を把握するため現地に派遣した調査団からは、西チモールには約26万人の避難民が所在しており、そのうち約10万人が最終的に西チモールに残留する見通しであるとの報告がなされた。

これらを踏まえ、我が国は、昨年11月19日、「東チモール避難民救援国際平和協力業務の実施について」及び「東チモール避難民救援国際平和協力隊の設置等に関する政令(平成11年政令第378号)」の閣議決定を行い、UNHCRからの要請に対して協力を行うこととし、同月22日には、東チモール避難民救援国際平和協力隊が設置された。

我が国は、以上の経緯をもって、自衛隊の部隊により、輸送分野における国際平和協力業務を実施するとともに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、派遣先国政府その他の関係機関と自衛隊の部隊との間の連絡調整分野における国際平和協力業務を実施したものである。

2 東チモール避難民救援国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

(1) 輸送業務の概要

航空自衛隊の東チモール避難民救援空輸隊(以下「空輸隊」という。)

113名のうち、西野厚2等空佐以下11名の先遣要員は、国際平和協力

本部による研修等を経て、昨年11月22日に本邦を出発し、インドネシア共和国のスラバヤに到着した。先遣要員の主要業務は、空輸隊の派遣のための調整及び情報の収集並びに空輸隊の受け入れ態勢の整備であった。具体的には、現地空港当局及びインドネシア共和国海軍から業務実施に必要な情報を入手するとともに、これらの機関及び現地UNHCR事務所と実施業務に関する調整等を行った。

岸谷宏1等空佐以下102名の空輸隊の要員は、国際平和協力本部による研修等を経て、昨年11月25日に本邦を出発し、インドネシア共和国のスラバヤに到着した。空輸隊は、インドネシア共和国政府当局の協力を得て、約2か月間業務を実施した後、本年2月8日までに全員帰国した。空輸隊は、当初102名がスラバヤに、11名がクパンに配置され、その後、105名がスラバヤに、8名がクパンに配置された。

空輸隊は、現地への展開後、所要の準備を経て、昨年11月29日からC-130H型輸送機による航空輸送を開始した。空輸隊の業務は、UNHCRが西チモールに所在する東チモール避難民の生活支援のために調達した石炭、キッチン・セット、スリーピング・マット等の援助物資のスラバヤからクパンへの航空輸送を実施するとともに、能力上の余裕を活用して、東チモール避難民の救援活動に当たるUNHCR関係者の航空輸送も併せて実施することであった。

スラバヤとクパンとの間は約1,300キロの距離があり、空輸隊の輸送機で往復約7時間かかることから、輸送機は午前9時頃にはスラバヤのジュアンダ空港を離陸する必要があるため、このため空輸隊は、早朝から離陸準備を行った。現地は雨季を迎えて積乱雲が発生することが多く、航空輸送の安全を確保しつつ所定の時刻までに援助物資を届けるために、輸送機の航路の選定は慎重に行う必要があった。また、クパンのエル・タリ空港

ではレーダーによる管制が受けられないことから、空輸隊は、クパン付近の気象状況に常に注意しつつ輸送機を運航した。

空輸隊は、UNHCRの要請を受け、本年2月1日までの間、ほぼ毎週5便ずつ、合計で47便の輸送機を運航し、計約400トンの援助物資及び延べ約50名のUNHCR関係者の航空輸送を実施した。この間、安定的に航空輸送を継続するため、空輸隊は、航空輸送を実施する前日に輸送機への物資の搭載を完了させるとともに、輸送機が1日の任務を終えてジュアンダ空港に帰還した後も、その日のうちに所要の整備作業を実施するなど円滑な業務の実施に努めたほか、輸送機の稼働率の維持に努め、故障等の発生時には、深夜あるいは早朝に輸送機の整備作業を行う場合もあった。また、スラバヤにおいては、UNHCRが手配した現地業者が輸送機への援助物資の搭載を実施したが、空輸隊は、業務の円滑な実施の観点から、現地業者に対して輸送機への物資搭載要領に係る助言を行った。なお、クパンにおいては、現地業者による輸送機からの援助物資の荷卸しが困難なこと等から、空輸隊がこの業務を行った。

空輸隊の業務は、UNHCRの輸送依頼に基づくものであるため、空輸隊は、連絡調整要員とともに、定期的に現地UNHCR事務所と打合せを行うなど、UNHCRとの緊密な連絡の維持に努めた。

空輸隊にとっては、与えられた任務そのものは、その能力をもってすれば十分対応可能であったが、慣れない国外にあって、高温・多湿かつ雨季に入って不安定な気象状況もある中で、一定の期間安定的に航空輸送を実施することは、日本国内での作業と比較して困難の多いものであった。

このような空輸隊による業務実施の支援のために、昨年12月、航空自衛隊の支援飛行隊のC-130H型輸送機1機が、空輸隊の補給品等の航空輸送を実施した。

(2) 連絡調整業務の概要

関係省庁（総理府、防衛庁、外務省）から派遣された連絡調整要員は、国際平和協力本部による研修を経て、昨年11月22日から逐次業務を開始し、スラバヤ及びクパンに常時3名ずつ配置され、インドネシア共和国政府当局やUNHCR等と空輸隊との間の連絡調整業務に従事した後、本年2月9日までに全員が本邦等に帰国した。

連絡調整要員は、空輸隊と密接に協力しつつ、インドネシア共和国政府当局及びUNHCRとも積極的に接触して、空輸隊が輸送業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な各種情報の収集に努めた。

3 まとめ

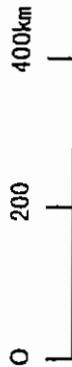
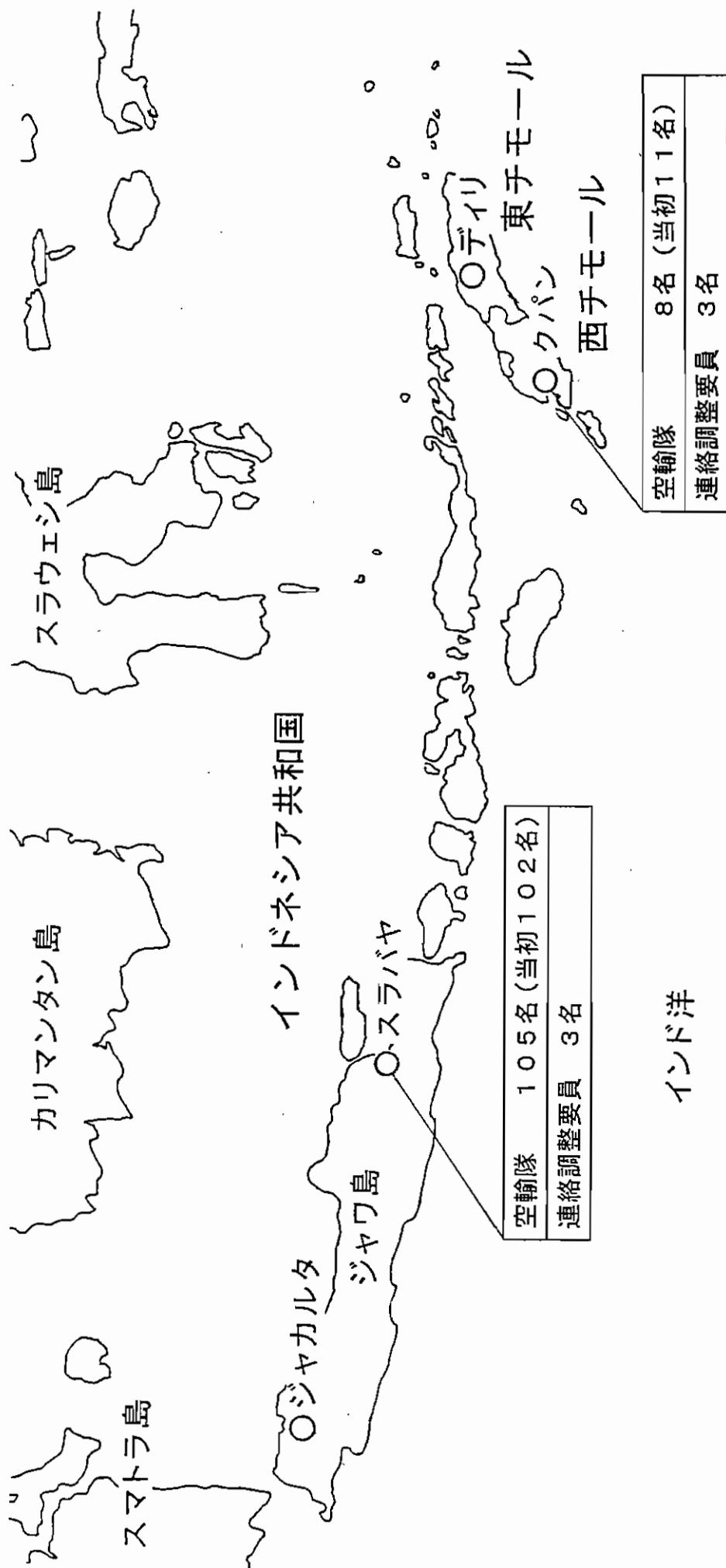
我が国が実施した活動は、東チモール問題の平和的な解決のために国際社会が実施している人道的な救援活動に協力するものであり、西チモールに所在する東チモール避難民の置かれていた困難な状況の改善に寄与することにより、我が国として国際平和のための努力に貢献することができたものと考えている。UNHCRからは、今回の我が国の活動により、約12万人の東チモール避難民に対する援助物資の輸送が可能になったとの評価を得ている。また、かかる活動は、東チモール避難民を抱えるインドネシア共和国に対する協力の観点からも意義深いものであったと考えている。

今回の国際平和協力業務は、航空自衛隊の部隊が活動の主体となる初めての業務であった上、雨季のため天候が不安定なクパンに向けて一定の期間継続的に航空輸送を行わなければならないものであったが、航空輸送に関する専門的な技術、知識、経験等が蓄積されている空輸隊は、個々の要員の能力及び組織としての力を十分に発揮して、効果的かつ安定的に業務

を実施し、これを完遂した。また、空輸隊の要員の正確かつ真摯な仕事ぶり、責任感の強さ、規律の厳正さは、インドネシア共和国政府及びU N H C R 関係者から高い評価を得た。

政府としては、今回の活動における貴重な経験を今後の業務の実施に生かすことが肝要と考えており、今後とも、国民の理解と支持を得つつ、国際平和協力法に基づいて協力を進めて行くこととしたい。

部隊・連絡調整要員配置図



(参考)